

[群馬県(群馬県産業経済部労働政策課)]と[中央労働金庫]との
提携による教育資金融資制度です。

教育ローン

群馬県勤労者教育資金貸付

〈入学金、授業料などに〉

年**1.7**%

- 最高200万円以内〈一該当者〉
- 最長10年〈うち元金据置4年以内〉
- 無担保 ● 固定金利型

※別途、保証料(年0.4%)が上乗せとなります。

お申込みいただける方(①、②を満たす方)

- ① 県内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務している方
- ② 前年の給与所得控除後の年間所得が800万円以内の方

群馬県失業者緊急教育資金貸付

〈入学金、授業料などに〉

年**1.2**%

- 最高100万円以内〈一該当者〉
- 最長10年〈うち元金据置4年以内〉
- 無担保 ● 固定金利型

※別途、保証料(年0.4%)が上乗せとなります。

失業者とは次のすべての要件を満たす方です

- ① 離職前に労働者であった方
- ② 雇用保険の基本手当受給者または訓練・生活支援給付受給者
など公共職業安定所を通じ、求職活動を行っている方
- ③ 前職の離職理由が懲戒解雇でないこと

お申込みいただける方(①、②を満たす方)

- ① 県内に1年以上居住し、原則として同一事業所に1年以上勤務
していた求職活動中の失業者、又は失業となった後、事業所に
再就職して1年未満である労働者
- ② 前年の給与所得控除後の年間所得が800万円以内の方



【ご留意事項】※金利適用期間は2026年3月31日ご融資実行分までとなります。※実際のご融資金利は、お申込時点ではなく、お借入時点の金利が適用となります。
※ご融資のお申込みは中央労働金庫群馬県内各支店となります。※ご融資にあたっては中央労働金庫の審査がございます。※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。※店頭やホームページでご返済額の試算ができます。※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員(最低出資金1,000円が必要)となる必要がある場合があります。※団体会員とは中央労働金庫に出資いただいている次の団体をいいます。
①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。なお、対象とならない場合もございます。
※詳細につきましては中央労働金庫群馬県内各支店にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 中央労働金庫 群馬県内各支店

前橋支店 (027)252-5301
〔群馬県庁出張所 (027)223-2041〕
高崎支店 (027)365-3333
桐生支店 (0277)43-5301

太田支店 (0276)46-5171
渋川支店 (0279)22-1981
中之条支店 (0279)75-2231
館林支店 (0276)72-1131

伊勢崎支店 (0270)25-4742
富岡支店 (0274)62-2222
藤岡支店 (0274)22-3333
安中支店 (027)382-1821

沼田支店 (0278)24-2211
高崎東支店 (027)353-6111